

定期監査結果に基づく措置状況

平成 30 年 3 月 31 日現在(報告)

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
総務課	①情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書開示複写料の調定手続きが、事後調定になっているが、納付書発行時に調定を行うようにされたい。	①納付書発行時に総務課へ連絡するよう事務マニュアルの改正を行い、イントラに掲載することで各課周知を行った。また、実務上、納付書発行時の調定漏れを防止するため、総務課に起案文書の合議があった際、調定事務について開示担当課職員に事務マニュアルを遵守するよう指導することとする。
	②現在、切手の金種別管理はできているものの、総括表が作成されていない。適正管理のためにも切手総括表を作成されたい。 【28 年度第 1 次定期】	②金種別管理とは別に、総括表として金種別残高管理及び総額管理を月単位で作成し、切手管理を行っている。 【橋財第 5-8 H29.1.25】
管財課	①決算書の財産に関する調書において「1. 公有財産(1)土地及び建物」の数値が毎決算時に、「台帳への登載もれ」等で面積修正の報告がある。公有財産管理については、平成 24 年度より財務会計システムでの管理が始まり、システム入力各担当課が行っている。管財課は全体の取りまとめをする中で、各課に対し正確な入力を指導しているが、毎年、各課より修正が出てくる現状である。 総務省より地方公会計の統一的な基準が示され、固定資産台帳の整備が求められていることから、各担当課へ正確な入力を指導するとともに、管財課においても適正な管理に努められたい。 【26 年度第 2 次定期】	①地方公会計の整備に伴い平成29年度中に現状で把握できる限りの固定資産台帳の整備を行った。今後も各担当課へ正確な入力を指導するとともに、適正な管理に努める。 【橋財第 1-13 H30.3.23】
	①庁舎総合管理業務委託のうち資格を要しない業務については、障害者優先調達推進法に基づく障害者雇用やシルバー人材センターへの委託を活用できないか検討されたい。	①法の趣旨等は理解しているが、資格を要しない業務についても突発的な事案に柔軟に対応することが必要な場合があり、その対応ができるかどうか課題があることや、コスト的にも増加することになると思われるので、現状では両者を活用することはできないと考える。
	②過年度分土地建物貸付収入及び過年度分文化会館建物貸付収入の調定手続きについては、4 月に調定計上されたい。 【28 年度第 1 次定期】	②平成29年度より、過年度分の調定を平成29年4月に調定した。 【橋財第 1-13 H30.3.23】
市民課	①コンビニ交付手数料、複写手数料の調定手続きについては、納付書発行時に調定を計上されたい。 【28 年度第 1 次定期】	①1 週間ないし、10 日以内に調定を計上する。 【橋財第 5-9 H29.1.25】

<p>人権・推進男女室共同</p>	<p>①「橋本市人権啓発推進連絡協議会補助金」は、当該協議会の経常経費として毎年、多額の補助金を支出していることから、橋本市補助金等交付規則とは別に、独自の補助金交付要綱の制定を検討されたい。</p> <p>【25年度第2次定期】</p>	<p>①補助金交付要綱を下記のとおり制定した。 橋本市人権啓発推進連絡協議会補助金交付要綱 (平成28年3月23日告示第67号) (平成28年4月1日施行)</p> <p>【橋財第1-12 H30.3.2】</p>
-------------------	---	---

課等	監査結果	措置の内容及び状況
<p>生活環境課</p>	<p>墓園会計事業特別会計においては、職員人件費が計上されておらず、すべて一般会計が負担している現状である。実際に墓園管理に係る事務量を考慮すると、すべて一般会計が負担するのは妥当ではない。</p> <p>本市の財政状況を鑑みても、今後は、墓園管理に係る職員人件費は特別会計において予算計上し、支出するべきではないか</p> <p>追加分 ①墓園基金について、平成27年5月末現在の残高は142百万円である。この基金の財源は、主に永代使用料と墓地管理料であるが、毎年度の積立の現状は、墓園事業の収支残高に基金利子を併せて積立をしているもので、明確な内訳はない。今後は、基金台帳で積立額の内訳を区分し、適正な財産管理をされたい。また、墓地管理料については、管理費用に見合う管理料収入になっているか検証されたい。</p> <p>【27年度第1次定期】</p>	<p>平成28年度から、担当職員1人分の人件費を墓園事業特別会計において支弁するよう改めた。</p> <p>【橋財第1-9 H30.1.23】</p> <p>①平成29年度より基金台帳で積立額の内訳を区分し適正な財産管理に改めた。また、墓地管理料についても、管理費用に見合う収入であるか検証したところ概ね管理費用に見合ったものと考えている。</p> <p>【橋財第1-13 H30.3.23】</p>
<p>環境美化</p>	<p>重要備品でない備品の台帳不備が見受けられるため、再度備品台帳の整理をされたい。</p> <p>【29年度第1次定期】</p>	<p>訂正し備品明細を差し替えた。</p> <p>【橋財第1-7 H30.1.10】</p>
<p>納税課</p>	<p>②市税収納状況について、平成25年度は対前年度比0.47ポイント改善されているものの県下では9市中7位である。収納率上位の都市の徴収対策や取り組み状況について、先進地の視察研究を行うなど、スピード感を持って収納率向上への対策を講じられたい。</p> <p>【26年度第1次定期】</p>	<p>②差し押さえ件数、金額、徴収率、県下の順位とも向上している。</p> <p>平成26年度 差押件数 404件、換価金額 33,141,659円 徴収率 93.73% 県下の順位 7位 平成27年度 差押件数 623件、換価金額 57,969,621円 徴収率 94.61% 県下の順位 6位 平成28年度 差押件数 626件、換価金額 66,631,132円 徴収率 95.13% 県下の順位 5位</p> <p>また、県下徴収強化会議、市町村税務担当課長会議及び紀北ブロック徴収担当者会議等が開催されており、徴収対策について意見交換をし、徴収対策を参考に取り組んでいる。また、紀北県税事務所や和歌山地方税回収機構とも連携を深め、徴収率の向上に努めている。</p> <p>【橋財第1-14 H30.3.30】</p>

	①督促料等収入の調定は、収入と同時に計上されたい。 【28年度第2次定期】	①当月収入額の見込みが困難な督促手数料、延滞金、証明交付手数料については、翌月に収入額分の調定を計上していたが、指摘に基づき平成29年2月分以降は当月内に調定を計上している。 【橋財第1-13 H30.3.23】
税務課	①市県民税のイレギュラーな事案対処については、フォローできるように異例簿の作成を検討されたい。 【28年度第2次定期】	日時、相手、事業内容、問題点、対応等を記載する異例簿を作成した。 【橋財第1-2 H29.5.25】

課等	監査結果	措置の内容及び状況
福祉課	③生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金の未収については、管理台帳は整備されているが、過去の交渉経緯が記録されていないことから、今後は交渉経緯の記録、回収に努めるとともに、時効期間が経過した債権については、不納欠損処理をされたい。 【28年度第1次定期】	③平成29年度より、生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金の未収の者についての管理台帳に、交渉記録を追加し、随時記録するようにした。 また、時効期間が経過した債権については、平成28年度より不納欠損処理を行うようにした。 【橋財第1-14 H30.3.30】
いきいき長寿課	①社団法人橋本市シルバー人材センターに対するかかわりや指導・監督が十分に行われているとはいえない現状にある。交付した補助金が目的に沿った使われ方をしているか、補助金の経理は適正に行われているか、事業を適正かつ効率的に執行しているか、活性化が図られているかなどについて所管課は指導・監督する義務を負うものであるため、実情を把握すると共に、連携を常に心がけ、補助効果についても十分検証し評価をし、指導・監督を適切に積極的に行うよう望むものである。	①シルバー人材センターの新規事業計画作成・会員拡大事業計画作成時に担当者と協議を行い事業実施における情報提供や補助金の適正活用について指導している。 また、事業実施状況の報告等を受け実情把握に努め課題等あれば適宜指導するなど連携している。
	②補助金交付の事務について、社団法人橋本市シルバー人材センター理事長から市長への補助金等交付申請書の提出の前に、補助金等概算交付請求により概算払いにより補助金を交付している。 橋本市補助金等交付規則にあるように、補助金等交付申請のあった後に補助金を交付するのが原則であるため、今後は規則に沿った適正な事務執行に努められたい。 【21年度財政援助団体等監査】	②橋本市シルバー人材センター補助金交付要綱第8条第2項に基づき補助金等交付申請書が橋本市シルバー人材センターより提出され関係書類を確認したのち、補助金等概算交付請求書の提出を受け補助金を交付している。 【橋財第1-10 H30.2.8】

<p>①配食サービス事業委託において現在利用者数は93人である。一食あたりの単価600円については平成11年頃に配食サービス事業の国基準額で示されていた額に合わせて設定した金額であるが、再度現状に合わせた単価の積算減額を検討されたい。</p> <p>また、配食サービス事業には現在2社のみの参入であるが、要綱等の改正または運用の見直しを行うなどして配食範囲を現在の市内全域から一部地域のみでも可能とし、他業者の参入を図り競争の原理を導入しサービスの向上を図られたい。</p>	<p>①現在、一食あたりの単価は450円(自己負担)とし見守りにかかる経費一人あたり300円を配食業者に支払っている。配食範囲については一部地域のみでも可能とし、現在3社が参入している。</p>
<p>②敬老会補助金については、各地区が実施する敬老会活動に対して一人当たり1,000円の補助を行っているところである。敬老会を開催するなどして、趣向を凝らした高齢者を敬うための取り組みがこれまで実施されてきて成果をあげてきている地区もあるが、地区によっては近時、事業の形骸化も見られ始めていると思われることから、サービス向上の観点から事業内容の見直しを検討されたい。</p> <p>【22年度第2次定期】</p>	<p>②平成28年度より各区・自治会に対し75歳以上の高齢者が集まり開催する敬老会行事に対して一人あたり1,000円を上限に補助している。</p> <p>【橋財第1-10 H30.2.8】</p>

課等	監査結果	措置の内容及び状況
いきいき長寿課	<p>①委託料については、会計事務規則に従って、「契約締結のとき」に「支出負担行為伝票」を起票されたい。「支出負担行為伝票」を起票されていない委託料については、早急に起票されたい。</p> <p>また、受託者の請求書を基に出納整理期間内に「支出伝票」を起票されたい。</p>	<p>①委託料については支出負担行為を起票している。支出伝票についても出納整理期間内に支出伝票を起票している。</p>
	<p>②「諸収入(雑入)」において、過年度特別養護老人ホーム等措置者負担金、過年度介護サービス事業自己負担金については調定が計上されていない。</p> <p>平成25年度以降については、4月に調定計上するとともに未収金の適正な管理を行われたい。</p> <p>また、過年度養護老人ホーム被措置者負担金については入金があった8月と、未収金残額は12月に調定計上されている。今後は、過年度養護老人ホーム被措置者負担金については、「雑入」ではなく、現年分と同様、「民生費負担金」として予算計上されたい。</p> <p>また、平成25年度以降については、過年度分は4月に、前年度分は6月に調定計上されたい。</p> <p>【24年度第2次定期】</p>	<p>②過年度特別養護老人ホーム等措置者負担金については平成28年度不納欠損処理済。</p> <p>過年度介護サービス事業自己負担金については4月に調定計上し、未収金については管理台帳を作成した。</p> <p>過年度養護老人ホーム被措置者負担金については「民生費負担金」として計上し、過年度分は4月に、前年度分は6月に調定計上した。</p> <p>【橋財第1-10 H30.2.8】</p>
	<p>①過年度特別養護老人ホーム未収金は、平成22年度分で且つ本人が死亡している。この債権については回収可能であるか、また不納欠損の可否についても調査、検討されたい。</p>	<p>①本債権については、回収不可能であり、調査、検討の結果平成28年度に不納欠損処理を行った。</p>

	<p>②「電動ベッド貸与事業に伴う搬送等の業務委託」契約書において、(再委託の禁止)第7条には「書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない」と規定されている。しかし、受注者から「再委託届書」の提出があるものの、承認の手続きはとられていないため、今後は契約書に基づき承認手続きをとられたい。</p> <p>【26年度第2次定期】</p>	<p>②受託者からの「再委託届出書」の提出があった際には再委託承諾書を交付している。</p> <p>【橋財第1-10 H30.2.8】</p>
	<p>①過年度老人ホーム被措置者負担金のうち、時効期間が経過した債権については不納欠損処理されたい。</p>	<p>①不納欠損処理を行った。</p>
	<p>②橋本市介護予防生活支援体制整備事業委託については、来年度より一括払いではなく、分割払いにより支出されたい。</p> <p>【28年度第1次定期】</p>	<p>②平成29年度橋本市介護予防生活支援体制整備事業委託料について分割払いで第1回目の委託料を支払った。</p> <p>【橋財第1-3 H29.5.30】</p>
<p>農 林 振 興 課</p>	<p>県内東牟婁郡古座川町内に所有している市有林(50ha)は、旧高野口町から引き継いだ財産である。土地の取得時期は戦前であり、昭和60年に間伐が実施されているが、伐採は今まで全く行われておらず、本市からも遠く管理上万全とは言えない。大阪営林局との造林契約は平成28年度末までとなっているが、この市有林については今後も収入が大きく見込めないことから、地元へ売却する方向で検討されたい。</p> <p>【19年度第2次定期】</p>	<p>立木価格の低迷等、売却益よりも作業等にかかる労務費の方が上まわり、市の新たな支出が見込まれることから、平成29年2月6日付けで近畿中国森林管理局と平成39年3月31日まで公有林野等官行造林契約を延長する変更契約を締結した。</p> <p>【橋財第1-4 H29.6.26】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
<p>農 林 振 興 課</p>	<p>③同「橋本市民の森草刈等委託業務」について、見積り施行伺いの起案から、見積り依頼、契約締結伺いの起案、契約の締結までが全て同日に施行されていることは、形式的には整っているものの不自然さが残る。今後の契約事務について適正に執行されたい。</p> <p>④「橋本市農業再生協議会」へ交付している「直接支払推進事業補助金」について、橋本市補助金等交付規則第3条に規定されている交付申請添付書類である役員名簿が添付されていないことから、今後は規定に基づく添付書類を確実に徴すること。</p> <p>⑥「まっせ・はしもと実行委員会」、「橋本市農業再生協議会」は農林振興課内に事務局が設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。</p> <p>今後は、公有財産規則第13条1項第2号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第13条第1項第3号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。</p> <p>【25年度第2次定期】</p>	<p>③契約事務については見直し、適正に事務執行した。</p> <p>④現在は、役員名簿を添付している。</p> <p>⑥各団体からの申請書に基づき使用許可している。</p> <p>【橋財第1-4 H29.6.26】</p>

<p>①「やっちゃん広場用地及び民俗資料等展示棟」に係る貸付収入について、納付額が年度当初に確定しているにもかかわらず、調定事務を失念していた。 本定期監査ヒアリング時には、調定事務及び相手方からの納付も行われているが、今後は、かかることのないよう留意されたい。</p>	<p>①現状、契約締結と同時に調定事務を行うこととした。</p>
<p>②「農地情報・農地地図システム運用保守サービス委託」について、導入経費に3年間の保守サポート経費を含んで見積合せを行ったものの、契約締結時においては、3年間の保守サポート経費を3等分し、単年度契約を締結している。 今後、保守委託契約については「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>③農業構造改善センターは、主に地元の団体が農作物の加工作業などに利用しており、農業構造改善センター設置及び管理条例第4条「利用の許可」は得ているものの、同条例施行規則第3条「休館日」にも使っている。 これは規則に則しておらず、実際に休館日の利用が必要であるなら、現状に合うよう規則の改正を図られたい。</p>	<p>②平成28年度契約分より、長期継続契約を実施している。</p> <p>③平成28年6月9日農業構造改善センター設置及び管理条例施行規則を改正した。 【橋財第1-4 H29.6.26】</p>
<p>当該センターにおける、光熱水費の市の支出額は656千円、内電気料は400千円となっている(平成26年度決算)。 当該センターは利用料の規定がないため利用者の自己負担はなく、市は利用者から、ガス代相当分のみを歳入として受入れ、電気・水道料は受入していない。 利用団体は、主に地元団体であり営利企業ではないが、同センターで作った加工品を販売していることから、光熱水費については利用者に負担を求めるべきではないか。 【27年度第1次定期】</p>	<p>当該施設一階の加工室を利用し製造された製品等により利益を得ている団体が利用する場合には、下記の使用料を徴収するよう平成28年度より運用を見直した。</p> <p>1. 加工室の使用について ①基本使用料 500円(電気代等の光熱水費) ②ガスの使用料実費 ①+②の使用料を利用団体に請求 【橋財第1-13 H30.3.23】</p>

課等	監査結果	措置の内容及び状況
	<p>「橋本市観光協会」の事務局は商工観光課内にあり、会計事務については当該課の職員が行っている。通帳・印鑑等は鍵のかかるところに保管されているが、管理にあたっては十分注意されたい。 また、補助金交付における支出、及び収納事務はいずれも当該課の職員が行っていることから、相互牽制機能が働かないため、事務処理についても適正に執行されるよう十分注意されたい。 【25年度第2次定期】</p>	<p>担当係長が印鑑の鍵、課長が金庫(通帳等)の鍵を各々保管することで管理体制を構築している。また、平成28年度より補助金の交付を廃止し委託料に一本化した。 【橋財第1-13 H30.3.23】</p>

シ テ ィ セ ー ル ス 振 興 課	(旧商工観光課) ①「橋本市観光協会」については補助金、委託料の両方が交付されていることから、その事業内容を十分精査し、新年度予算より一本化されたい。 また、他の団体に対しても同様に、事業内容を十分精査し、新年度予算よりできる限り一本化されたい。	①平成28年度より、橋本市観光協会の補助金・委託料の予算の一本化を図った。 また、平成30年1月より、同業務の委託先を高野山麓ツーリズムビューローに変更した。
	(旧商工観光課) ②委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。 特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則(平成27年4月1日施行)を改正した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。 また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。 なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。 【27年度第1次定期】	②委託料について、平成28年度から契約書に概算払いに関する内容を明記するとともに、決裁伺いについても市長決裁としている。また、補助金の支出についても、委託料と同様に執行時期などを鑑み、概算・分割払いの対応を実施している。 【橋財第1-13 H30.3.23】
	(旧企画経営室) ②まちづくり推進事業における、「転入夫婦新築住宅取得補助金(平成24～26年度は新婚世帯住宅取得補助金)」や「ご成婚補助金」については、補助対象や内容、またPRについても、種々検討し見直しを図りながら取り組まれているところであるが、引き続きアンケートやヒアリング調査により効果・検証を踏まえた上で、事業の継続や内容の見直し等を検討されたい。 なお、魅力ある特徴的な市として特化するためには、福祉・教育施策による移住の促進についても検討されたい。 【27年度第2次定期】	②転入夫婦新築住宅取得補助金は、アンケートより移住促進効果があるものの、移住検討者の空き家のニーズが多いこと、市内の空き家の利活用を促進する必要があることから、平成30年度より転入住宅支援策として転入夫婦新築住宅取得補助金の金額を引下げるとともに、空き家の支援策を実施する。 ご成婚補助金については、平成29年度で市の婚活事業を終了するため、平成31年度をもって本補助金を廃止する。 また、魅力ある福祉・教育施策の検討については、平成29年4月より地域における子育て支援の充実や幼児期からの一貫した育ちの流れの保証、次世代の親の育成などを図るため、福祉部署と教育部署との連携を強化するため教育福祉連携推進室を設置し対応している。 【橋財第1-13 H30.3.23】

課等	監査結果	措置の内容及び状況
農 林 整 備 課	「橋本市せせらぎ公園維持管理委託業務」については、随意契約であるが、選定業者より徴した見積り価格が、市の設定した予定価格540,960円と同額であったことから、今後は橋本市契約事務規則第10条(予定価格の決定)に基づき、より経済性を考慮したものとなるよう予定価格の積算方法について見直されたい。 【25年度第2次定期】	平成27年度第1次定期監査以降、本市の設計積算により、予定価格設定を行うこととした。 【橋財第1-6 H29.12.25】

	<p>①地籍調査事業の推進については、固定資産税の増収にも繋がることから、今後もなお一層の進展を期待する。</p> <p>【27年度第1次定期】</p>	<p>①平成28年度より班体制の強化を図り、4班体制(1班増)で4地区の地籍調査事業を推進しており、市内全域の早期完了を目指している。</p> <p>【橋財第1-7 H30.1.10】</p>
まちづくり課	<p>①現在、本市の都市計画道路のうち、長期未着手路線(20年以上)が7路線(総延長7,623m)あり、見直し作業に向けて「橋本市都市計画道路の見直しに関わる検討委託業務」も進められている。</p> <p>都市計画道路については都市計画法による建築制限等があり、周辺住民の生活に影響を与えること、計画実現に現実性がないこと、また県からも都市計画道路見直し方針が示されていること等から、今後は、必要性や実現性を総合的に判断した整備計画となるよう速やかに見直しを行うことが望まれる。</p> <p>【26年度第2次定期】</p>	<p>①必要性や実現性を総合的に判断した整備計画として長期未着手路線を含む20路線で見直しを行い、そのうち6路線を廃止、2路線を一部廃止とし、平成29年4月14日に告示を行い完了した。</p> <p>【橋財第1-11 H30.2.22】</p>
建築住宅課	<p>①賃料相当損害金について、入居者死亡後の住宅使用料滞納繰越分を調定減とし、新たに賃料相当損害金として調定を計上されたい。</p>	<p>①雑入の賃料相当損害金について、入居者死亡後の住宅使用料現年度分及び滞納繰越分の260,600円を調定減とし、新たに賃料相当損害金として260,600円の調定を計上した。</p>
	<p>②雑入の抵当権抹消登録免許税分については、随時収入であることから、調定計上している5,000円を調定減とし、対象者の依頼時に新たに調定されたい。</p> <p>【29年度第1次定期】</p>	<p>②調定計上していた5,000円を取り消した。今後は、対象者の依頼時に新たに調定を計上する。</p> <p>【橋財第1-8 H30.1.12】</p>
出納室	<p>①支出伝票の審査事務について、軽易なミスを防げるよう、チェックリストを作成し、改善に努められたい。</p> <p>【28年度第2次定期】</p>	<p>①伝票の審査基準となるマニュアルを作成し、伝票審査のチェックポイントの共有に努めている。</p> <p>【橋財第1-1 H29.4.5】</p>
市民病院	<p>①薬品在庫数について、システム管理分と実地調査分との差異が認められたが、原因調査の上、出入管理を徹底するよう努められたい。</p>	<p>①平成28年度9月以降は薬剤部の体制が整っておらず主任以下の職員で出入管理を行っていた。平成29年4月より新たな薬剤部長を迎え体制作りが徐々にできてきたので、今後は薬剤部長筆頭に薬品の出入管理を徹底するよう努める。</p>
	<p>②託児所については、定員20人規模でフルタイムの非正規職員4名により、運営されている。</p> <p>しかし、1日平均利用者数をみると、27年度は、昼間6.86人、夜間2.32人に対し28年度は、昼間3.42人、夜間が2.08人と、大きく減少している。こうした実態をふまえ、委託に変更するなど、改革を検討されたい。</p>	<p>②看護師等の安定雇用に繋げていく為には、病院運営上、必要とされる経費と同様と考え、委託などは考えず現状維持を考えている。</p>
課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況

市民病院	<p>③見積経過書の立会人欄に担当職員名が記載されているが、今後は課長立会いのもと開封し、立会人欄には課長名を記載されたい。</p>	<p>③改善した。</p>
	<p>④債権管理台帳に連帯保証人の記載漏れがある。管理台帳の整備を徹底されたい。</p>	<p>④改善した。</p>
	<p>⑤本院が実施した「病院スタッフサポート業務」については、公募型プロポーザル方式により入札公告(HP)を行ったが、本業務における参加業者は1者のみであった。結果、審査会の審査を経て同事業者と随意契約に至ったものの、適正な契約事務を行ったとは言い難い。</p> <p>具体的には、①入札公告の決裁を得ていないこと②審査会に外部の専門家が入っていないこと③高額な委託料にもかかわらず保証金が担保されていないことなど、一連の手続きに不備が多く見受けられた。本件については、法的には問題ないかもしれないが、競争性が担保されておらず、価格の妥当性が不明瞭であり、第三者から見れば、同事業者ありきの契約となっているかのような疑念は払拭できない。また、この委託業務は、年1億円を超える費用を要し、しかも、3か年の債務負担行為が設定されているため、収益に関係なく、確実に多額の支出が担保されている。したがって、本委託業務の費用対効果を見極めることが肝要であり、今後、実施するモニタリングについては、業務内容を十分検証するとともに、効果が実証できないものは、廃止、変更するなどの措置を講じ、契約変更も視野に入れ、取り組みを行う必要があると考える。</p> <p>本院は、公営企業会計であり、医業収益の増収のみならず、経費の削減にも力を注ぎ、収支バランスを念頭に経営に努めなければならないことをゆめゆめ忘れてはならない。</p> <p>【28年度第1次定期】</p>	<p>⑤モニタリング後は、業務内容を十分検証するとともに、効果が実証できないものは、廃止、変更するなどの措置を講じ、契約変更も視野に入れ、取り組みを行う。</p> <p>また、今後、公募型プロポーザル方式の入札を行う際は、適正な契約事務を行う。</p> <p>【橋病総第194号 H29.8.8】</p>
ス 訪 テ 問 一 看 シ 護 ヨ ン	<p>①現年度分医療保険サービス収入、介護保険サービス収入の未収分はないものの、徴収困難なまま、時効期間が経過した債権46人分2,697,575円の過年度分債権については、28年度中に不納欠損処理をされたい。</p> <p>【28年度第1次定期】</p>	<p>①当該債権については、平成28年度不納欠損処理を行った。</p> <p>【橋財第1-11 H30.2.22】</p>
教育総務課	<p>「自家用電気工作物保安管理業務委託」については随意契約であるが、選定業者より徴した見積り価格が、市の設定した予定価格1,592,244円と同額であったことから、今後は橋本市契約事務規則第10条(予定価格の決定)に基づき、より経済性を考慮したものとなるよう予定価格の積算方法について見直されたい。</p> <p>【25年度第2次定期】</p>	<p>学校施設の維持管理に係る委託業務については、事前見積りを基に予算要求を行っており、発注の際の予定価格についても、事前の見積価格を参考としているのが現状で、特に自家用電気工作物保安管理については、見積りを複数の業者へ依頼しているものの、規模が大きいとの理由で、結果的に関西電気保安協会の一社のみで見積りとなっており、見積価格と予定価格とが同一となっているのが実情である。金額について同協会に折衝も行ったが、会社の積算基準により決まっているものであるとのことであった。県外等の業者も含めて競争性をもたせることも方法としてはあるが、施設の維持管理については、緊急対応が求められる場合もあり、近隣の業者との保守契約が望ましく、また、自家用電気工作物は適正な管理が行われず事故等が発生した場合は、周辺の電気使用区域への影響も大きいと、信頼の置ける業者での保守管理も必要と考える。金額については、今後も関西電気保安協会と引き続き申し入れを行っていく。</p> <p>【橋教総第133号 H30.2.2】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
教育 総務 課	<p>①学童保育運営費補助金については、「こども・子育て支援新制度(内閣府)」により創設された交付金(放課後児童健全育成事業費)の基準額算定方法に基づき(国・県・市各 1/3)支出されているものである。</p> <p>本市各学童保育に対しては、繰越金の額等、収支状況を精査され、現在の橋本市の財政状況を鑑み、補助金の支出額が妥当であるか検証されたい。</p>	<p>①当該補助金においては、年度ごとに補助団体より実績報告を受け、その際に収支等の確認を行っている。当該補助金のほとんどは職員の給与に当てられており、また給与も著しく高額とはなっていないことを確認している。</p> <p>当課としては、当該補助金の支出額については妥当であると判断している。</p> <p>しかしながら、本市の財政状況が厳しい状況にあることを鑑み、平成 29 年度の補助金の支出については、国の補助金に満たない基準(平成 29 年度の基準額のまま据え置いた額)で補助金の額を決定する旨を、各団体に説明し、了承を得ている。</p>
	<p>②市内各小中学校施設において、安全性確保の観点から、具体的に修繕が必要な箇所を調査され、予算要求については市長部局と十分に協議し、折衝されたい。</p> <p>【27 年度第 1 次定期】</p>	<p>②平成 28 年度に前項の状況調査を実施した。その結果に基づき、改修すべき箇所の優先度を決定し、平成 29 年度の予算要求を行い工事を実施した。</p> <p>大規模な改修(または改築)については、学校施設の長寿命化改修計画を平成 30 年度中に策定し、計画に基づき実施していく予定である。</p> <p>【橋教総第 133 号 H30.2.2】</p>
	<p>②理科薬剤等廃棄委託業務等の委託契約については、契約書に検査(検収)の条項がない。次回契約時には条項を見直されたい。</p> <p>また、委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んで、適切に支出されたい。</p> <p>【29 年度第 2 次定期】</p>	<p>②当該委託契約については、平成 30 年度においても実施を予定している。監査指摘に基づき、契約約款(雛形)に条項を追加した。具体的には第 9 条第 4 項、第 5 項となる。</p> <p>また、支払いの手順については、契約約款第 8 条に完了報告書等の受領、第 9 条に検査(検収)、請求書の受領が謳われており、これに基づき支払いを行う。</p> <p>【橋教総第 157 号 H30.3.14】</p>

<p>学校教育課</p>	<p>①委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。</p> <p>特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則(平成27年4月1日施行)を改正した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。</p> <p>また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。</p> <p>なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。</p> <p>【27年度第1次定期】</p>	<p>①平成28年度より「教育研究委託料」について、契約の決裁は「概算払い・分割払い」を伺い、市長までの決裁にした。</p> <p>補助金についても検討したが、中学校部活動の大会の成績により支給金額が変動するため、事前の計画が立てにくいため、分割払いは難しい。</p> <p>また、会計事務規則(平成27年4月1日施行)第71条(4)に該当とし、以降も概算払いしている。</p> <p>【橋教総第140号 H30.2.14】</p>
--------------	--	--

課等	監査結果	措置の内容及び状況
<p>中央公民館</p>	<p>①指定駐車場使用料に係る収入事務については、地方自治法施行令に基づいた事務処理がなされていない。</p> <p>本件については、各課共通事項として指摘するので、今後は、指摘事項をふまえ、適正な会計事務に努められる必要がある。</p> <p>【28年度第2次定期】</p>	<p>①4月請求分(3月分駐車場料金は)新年度で収入とした。</p> <p>【橋教総第135号 H30.2.6】</p>
<p>社会教育課</p>	<p>②橋本市立児童館設置及び管理条例によると、現在、児童館は10館あり、内4館が児童館として機能し、当該地区の児童等に利用されているところであるが、施設が老朽化しており耐震対策にも問題があることから、今後のあり方を検討する必要がある。</p> <p>また、その他の6館については、児童館として利用されていないことから現在の管理及び利用状況、且つ今後のあり方についても検討する必要がある。</p> <p>【25年度第1次定期】</p>	<p>②平成29年2月策定の「橋本市公共施設等総合管理計画」で、現在児童館として機能している4館(はらだ、きしかみ、友愛、名古屋)は「保持」児童館として機能していない6館のうち、4館(小田、平山、青空、浦之段)は「移譲」、大野児童館は「保持」、伏原児童館は「廃止」と、市としての向こう10年間の管理方針が示された。この管理方針に基づき、地元と協議の上、進めていく。</p> <p>なお、小田児童館については、平成31年度に解体撤去の費用を市が負担して小田区に支払い、跡地に小田区が集会所を建設する予定で話を進めている。</p> <p>【橋教総第133号 H30.2.2】</p>

文化スポーツ室	<p>①市民が学校施設(体育館等)を使用する際には、まず、使用する学校で学校長の許可を得た上で、その申請書を教育委員会文化スポーツ室に持参し、使用許可証及び納付書の交付を受けるという事務手続きの流れになっている。</p> <p>これは、市民サービスの観点から見れば、利用しやすい手続きとは言えない。利用団体が少しずつ減っている現状からも、ワンストップの手続きとなるよう見直しを図られ、市民サービス向上に取り組まれない。</p> <p>また、定期的に利用している団体のうち1団体が、使用料の納付が毎年遅れがちである。過去にも再三、口頭で督促をして年度内には納付されているものの、多額の未収金が発生する恐れがあるため、厳しく対処されたい。</p> <p>さらに、この使用料収入については、1か月ごとに、前月の入金分を事後調定で計上しているため、実際に未収金があった場合でも、会計上は調定金額と収入金額に差が出ず、完納状態となっている。</p> <p>今後は、会計事務規則第 17 条に沿った適正な会計事務処理を行われたい。</p>	<p>①学校施設を貸出するための一連の事務手続きについては、ご指摘のとおり市民サービスの観点から見れば利用しやすい手続きとは言えないが、今すぐには対処することは非常に困難であるため、今後調査研究をした上でワンストップの手続きで利用できるか判断したい。</p> <p>使用料の納付については、納付期限を設定し、納期が過ぎた利用者にはその都度連絡を取り厳しく指導徹底している。</p> <p>調定については、当監査での指摘以降、以前を改め、会計事務規則第 17 条に沿った事務処理を行っている。</p>
	<p>②橋本市史については、2月17日現在の在庫が2,490冊であり、本年度(4~12月)の販売冊数から試算すると、完売までに約130年かかる。</p> <p>財政健全化の観点からも、少しでも販売収入を得るために、ホームページへの掲載や、図書館等での販売を検討するなど対策を講じられたい。</p>	<p>②橋本市史の販売については、市HPへの掲載や、図書館に販売ポスターを掲示するなど販売の促進を図っている。</p>
	<p>③県立体育館設備管理業務については、前契約業者の契約不履行により、年度途中で契約を解除した。その後、現契約業者と特命随意契約を行っているが、その必然性が見当たらない。</p> <p>今後は、競争性を担保するよう、地方自治法施行令第167条の2及び、本市契約事務規則第25条に基づき契約事務を行われたい。</p>	<p>③契約事務規則第25条に基づき契約事務を行うこととした。</p>

課等	監査結果	措置の内容及び状況
文化スポーツ室	<p>④「橋本市スポーツ少年団本部」「橋本市体育協会」について、所在地は文化スポーツ室内になっており、行政財産を使用していることから、今後は、公有財産規則第13条の規定に基づき、使用許可及び使用料免除の手続きをとられたい。</p>	<p>④公有財産規則第13条の規定に基づき手続きを実施することとした。</p>

<p>ツ 室</p>	<p>⑤委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。</p> <p>特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則を改正(平成27年4月1日施行)した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。</p> <p>また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。</p> <p>なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。</p> <p>【27年度第2次定期】</p> <p>①県立橋本体育館施設使用料については、9月分の調定が計上されていない。これは財務会計システムが体育館に導入されていないことも要因の一つとなっているが、納付書発行時には調定を計上すべきであることから、調定事務の改善に努められたい。</p>	<p>⑤契約伺いの決裁文書に上記支出方法の別を明記した。</p> <p>【橋教総第138号 H30.2.13】</p> <p>①経費を考慮し、納付書発行10日分を集計し調定する事務とした。</p>
<p>②委託契約の報告・検査(検収)・請求・支払条項の記載がない契約については、契約条項を見直されたい。</p>	<p>②契約条項については、来年度から対応する。</p>	
<p>③委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。</p> <p>【29年度第1次定期】</p>	<p>③支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査(検収)、請求書の受領の手続きを踏んで、支出した。</p> <p>【橋教総第133号 H30.2.2】</p>	